



民法編 「相続」

弁護士 丸谷 誠

第9回 相続放棄について

前回に引き続き、相談事例の比較的多い「相続放棄」をテーマに取り上げます。相続放棄に関する相談では、例えば「亡くなった父が実は多額借金を抱えていて、突然、督促状が私宛に届いた」という事例が多いです。亡くなった方に債務を超える遺産があればともかく、そうでなければ、借金を相続してしまいます。そういったことを防ぐために行うのが「相続放棄」です。

Q1 相続放棄は「3か月以内にしなければならない」ということを聞きました。父がなくなって6カ月がたってから、父の借金の請求書が届きました。3か月が過ぎてしまっているので、相続放棄はできないのでしょうか。

A1 確かに、民法上は「自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月」と定められています。したがって、相続放棄ができないようにも思えます。しかし、債権者からの請求書が届くまで、相続放棄をするか否かを判断する材料がなかったことになりまますので、このような場合に相続放棄が認められないのは酷です。そのため、裁判例で相続放棄を認める場合がありますので、あきらめる必要はありません。

Q2 父がなくなり滞納していた税金があることが分かったので税金の支払いを済ませました。被相続人の財産を処分してしまうと、相続放棄ができなくなると聞いたことがありますが、相続放棄することはできないのでしょうか。

A2 確かに、遺産に対して一定の行為を行うと単純承認したものとみなされ、相続放棄をすることができなくなる場合があります。過去の裁判例を見てみましょう。

○単純承認とみなされた例

- 不動産やバイク、自動車の売却
- 遺産分割協議
- 預貯金を引き出し、自分のために使う
- 不動産の登記名義を相続人に書き換える。
- 賃料の振込口座を故人から相続人に変更する。

○単純承認とみなされなかった例

- ・滞納していた税金の支払い
- ・葬儀費用の支払い
- ・墓石や仏壇の購入
- ・形見分け（経済的価値のない物品）

これらは、あくまで過去の裁判例ですし、具体的な事情によって判断が分かれることも考えられます。

Q3 父が多額の借金を残してなくなりました。私と母、私の兄弟は相続放棄手続きをとりました。債権者の請求書が私のところに来なくなりましたが、父の兄弟のところへ届いているようです。何故でしょうか。

A3 第1順位（子）の相続人がすべて相続放棄をすると、第2順位（親）、第3順位（兄弟）へと相続人の地位が移ります。兄弟のところへ届いたのは、第3順位の相続人の地位となったからと思われます。相続放棄をする場合には、事前に次の順位の相続人に放棄することを伝えるか、同時に相続放棄をすることをお勧めします。

